

<平成28年8月4日報道発表資料>



福岡市無料公衆無線LANサービス「Fukuoka City Wi-Fi」 情報バナーを活用した広告モデル 構築に向けた実証実験を実施します

福岡市は、来街者の利便性向上等を目的として、無料の公衆無線LANサービス「Fukuoka City Wi-Fi」を提供し、順次、拠点を拡大しています。

このたび、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（NTTBP）とFukuoka City Wi-Fiを活用した広告事業に係る実証実験実施に関する協定を締結し、新たな歳入源の確保に向けて、Fukuoka City Wi-Fiの情報バナー機能を活用した広告モデル構築に関する調査・検証を開始します。

なお、本事業は平成27年4月に締結したNTTグループとの「地域共働事業に関する包括連携協定」に基づき、実施するものです。

Wi-Fi環境を活用した広告事業モデル構築に向けた取り組み

今回の実証実験は、Fukuoka City Wi-Fi経由でインターネットに接続した場合に表示される情報バナーに、新たに民間企業が出稿できる広告枠を設定し、広告媒体としての需要や価値等を調査・検証するとともに、事務的・技術的なシステムの確立を行うことを目的とするものです。

このエリアに広告が表示されます。



【実施期間】

協定締結の日から平成29年3月31日まで

【福岡市・NTTBPの役割】

福岡市：Fukuoka City Wi-Fiのシステム環境の提供

NTTBP：広告募集から広告バナー掲載までの一連の業務

【広告の提供方法】

- バナーをクリックすると広告ページに遷移するもの
- バナーを経由して、オフラインでも閲覧できるコンテンツとして配信するもの（※詳細は後述）

実証実験を通じて、Wi-Fi環境を有効活用した新たな歳入源確保のスキームを構築し、Wi-Fiサービス提供の維持・向上に向けた持続可能な運用モデルの確立を目指します。

【広告メニュー】情報バナーを活用したオフラインコンテンツ配信サービスのイメージ
 Fukuoka City Wi-Fiに接続した際に、情報バナーからパンフレットやチラシ等のコンテンツを
 利用者のスマートフォンにかんたんにダウンロードできる*1サービスです。
 パンフレットやチラシの配布、広告やクーポン、グルメマップの配信など、さまざまな用途に
 ご利用いただけます。

<オフラインコンテンツ配信サービス 3つの特徴>

●アプリケーション不要！

特別なアプリケーションは必要なく、インターネットブラウザで
Wi-Fiに接続していただくだけで簡単にコンテンツをダウンロードできます。

●オフラインでも閲覧可能！

スマートフォンに取り込んだコンテンツは、**Wi-Fi接続が切れた後（インターネット
 接続がない環境）でも、繰り返し閲覧**することができます。
 外国人観光客などインターネット環境のない方にとっても便利です。

●端末の設定言語毎に出し分けが可能！

ご利用端末の設定言語に合わせて、多言語のコンテンツを配信することができます。
 （※多言語化されたコンテンツを広告出稿いただく必要があります。）

【ご利用の流れ】

①バナーをクリック



②サービス説明画面からダウンロードボタンをクリック



③コンテンツをささっとダウンロード



④ダウンロード完了



* 1) HTML5に対応したブラウザでご利用いただく必要があります。ご利用端末によってはご利用いただけない場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

福岡市 市長室広報戦略室広報課 白木・碓井

電話:092-711-4827(内線 1118) FAX:092-732-1358

公衆無線 LAN サービスを活用した広告事業の運用モデル構築に向けた
実証実験実施に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、福岡市公衆無線 LAN サービス「Fukuoka City Wi-Fi」で発信するバナーについて、広告媒体としての需要や価値等を調査するとともに、広告主の募集や広告掲載などの事務的・技術的な検証を行うことを目的とする。

（役割）

第2条 甲と乙はそれぞれ次の役割を担う。

- (1) 甲は、福岡市公衆無線 LAN サービス「Fukuoka City Wi-Fi」のシステム環境を提供する。
- (2) 乙は、広告事業として、広告主の募集や広告掲載などの必要な業務（以下「本業務」という。）を行う。

（実施期間）

第3条 本協定による実施期間は締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（広告事業）

第4条 乙は甲に、本業務の開始にあたっては事業計画書を、終了後は速やかに事業報告書を提出する。

- 2 乙が、本業務を実施する際の広告の仕様や内容等については、「福岡市広告事業実施要綱」及び「福岡市広告事業実施要領」並びに「福岡市ネット広告表現ガイドライン」の規定に準ずるものとする。
- 3 乙は、本業務にて発生した広告料収入から費用（本業務の実施に直接係る費用に限る）を差し引き、利益が得られた場合はその利益の 1/2 を甲へ納付する。
- 4 前項の場合、甲は、乙から事業報告書の提出があった日から 10 日以内に、前項の利益及び納入の額を確定し、乙に通知する。
- 5 乙は、前項の通知を受けた日から 45 日以内に甲に納入する。

（協議事項）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙が署名のうえ、各々 1 通を保有する。

平成28年8月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市

福岡市長 高島 宗一郎 印

乙 東京都千代田区内神田3-6-2 アーバンネット神田ビル
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

代表取締役社長 南川 夏雄 印